

民主党原発事故収束対策 PT 座長
衆議院議員 荒井 聡

原発再稼働問題と日本のエネルギー政策について

1. 欠陥だらけの我が国の原子力政策（安全神話）

- ① 無過失・無限責任の原子力損害賠償法 —1200 億円が限度
- ② サイト外の放射能汚染については所管省庁がなかった
- ③ 2007 年 IAEA 勧告
～安全規制官庁と原発推進官庁分離勧告を放置
- ④ 国際的な原子力事故損害賠償の条約への不参加
～現在、アメリカを中心とする CSC 条約への参加に向け検討作業中
- ⑤ もうすぐ使用済み核燃料の貯蔵限界—[別紙資料](#)

2. 過去の教訓に学ぶべきこと

- ①スリーマイル島事故…ケムニーレポート、ロゴビンレポート、上下院調査報告など主要レポートが 6 本
・規制の制度改革、事故原因、無人地帯や退避計画や、原発行政をとりまく産業のあり方など、原発政策全体については TMI からの教訓大。
- ②チェルノブイリ事故
・除染、強制移住や補償、モニタリング、健康調査・医療など事故後の住民対策はチェルノブイリに学ぶべきことが多い。
・ウクライナとの原子力災害協定発効、ベラルーシとの間で締結準備中。

3. 再稼働と今後の原子力政策

- ① 原発 PT「再稼働問題に関する緊急提言」—[別紙資料](#)
- ② 福島第一原発はより巨大なシビアアクシデントに至る可能性があったことへの反省
- ③ 慎重な大飯再稼働を求める 123 名の国会議員署名（6/11 提出時は 117 名）
- ④ 官邸前デモの変化の潮流
ツイッターやフェイスブックを通じて参加者拡大。6/29（金）は警察発表 17,000 人、主催者発表 10 万人。組織化されず、政治色なし、ファミリー参加など国民的運動への変化の兆し。
- ⑤ 「原発推進」か「脱原発」かの議論からの脱却
原子炉規制法改正に伴う 40 年廃炉ルールの持つ意味—[別紙資料](#)

⑥ 原子力規制委員会法の議論過程

- ・ 40年廃炉ルールの明示化、バックフィット、シビアアクシデント対策、ノーリターンルール
- ・ 法律施行後3年以内に、国会事故調の報告書内容、最新の国際的な安全基準等を踏まえて、必要な措置を講ずる。
- ・ 附則での原子力基本法第2条「原子力の安全確保の目的」改正の落とし穴…修正協議最終盤に「安全保障に資すること」を規定する文言。
⇒国会答弁と参院での附帯決議により、我が国の非核三原則はもとより核不拡散についての原則を覆すものではないことを確認。
(原子力ムラの巻き返し～規制委員長・委員人選の重要性)

⑦ 福島被災者支援法の成立

- ・ チェルノブイリ事故を契機とし、ソ連崩壊5年後にチェルノブイリ法が成立。強制移住区域や移住権、国による不動産の買い取り等を規定。
- ・ 同法に倣い、移住権や自主避難者への支援、帰還権など「人」にフォーカスを当てた理念法。超党派による修正協議の末、全会一致で成立。今後、具体的な施策が「福島復興再生基本方針」にも盛り込まれ、必要に応じて個別に立法・予算措置をする。
- ・ 原発事故の被災者が待ち望んでいた法律。

4. 国会事故調査委員会 報告書について・・・**報告概要は別紙資料**

- ・ 憲政史上初の立法府に設置した事故調査委員会
- ・ 7/5 最終報告書を衆参議長に提出（発足6か月）
- ・ 事故調勧告を反映させた法制度整備が立法府の役割。
～原子力規制委員会法の施行3年後見直しや、国会に常設の独立調査機関を設置する法整備についても、今後国会改革の大きな議論の一環。